政　令

港湾法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年九月二十二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

政令第二百八十七号

港湾法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、港湾法の一部を改正する法律（令和四年法律第八十七号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

港湾法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和五年十月一日とする。

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　宮下　一郎
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

省　令

○経済産業省令第四十四号

経済産業省組織令の一部を改正する政令（令和五年政令第二百二十六号）の施行に伴い、中小企業等経営強化法第四十三条第一項に規定する情報処理支援業務を行う者の認定等に関する命令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年九月二十二日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　新藤　義孝

中小企業等経営強化法第四十三条第一項に規定する情報処理支援業務を行う者の認定等に関する命令の一部を改正する省令

中小企業等経営強化法第四十三条第一項に規定する情報処理支援業務を行う者の認定等に関する命令（平成三十年経済産業省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前	改正後
（事前届出） **第三条**　法に規定する手続を電子情報処理組織を使用して行おうとする者は、次に掲げる事項をあらかじめ中小企業庁経営支援部技術・経営革新課長（以下「技術・経営革新課長」という。）に届け出なければならない。 一・二　［略］	（事前届出） **第三条**　法に規定する手続を電子情報処理組織を使用して行おうとする者は、次に掲げる事項をあらかじめ中小企業庁経営支援部経営支援課長（以下「経営支援課長」という。）に届け出なければならない。 一・二　［略］
2　技術・経営革新課長は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出をした者に対し、識別符号を通知するものとする。 3　第一項の規定による届出をした者は、届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を技術・経営革新課長に届け出なければならない。	2　経営支援課長は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出をした者に対し、識別符号を通知するものとする。 3　第一項の規定による届出をした者は、届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を経営支援課長に届け出なければならない。
備考　表中の［　］は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。